

告 示

埼玉県告示第千百三十四号

測量計画機関である寄居町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

寄居町

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

寄居町全域

四 作業期間

平成二十九年十月一日から平成三十年三月十五日まで